

国保税

国民健康保険税の税率が変わります

☎ 税務課 住民税係 ☎(232)4911
 ☎ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

平成24年度からの国民健康保険税の税率変更に伴い、その概要や改正点をお知らせします。

菊陽町国民健康保険の財政状況

本町にお住まいの人は、職場の健康保険あるいは後期高齢者医療制度に加入している人などを除いて、菊陽町国民健康保険(国保)に加入することになっています。国保は、加入者が安心して医療を受けられるように、また、健康づくりのために国民健康保険税(国保税)を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保は、加入者に納めていただく国保税と国・県の公費を主な財源としています。医療費が増え続け、保険給付費の支払いがでなくなると、不足する分は原則として、全額を加入者に保険税として納めていただくなくてはならないという独立採算で運営しています。

しかし、急速な高齢化による医療を必要とする人の増加、また、医療技術の高度化による医療費の増加に伴い、保険給付費は膨らみ、国保会計は厳しい状況が続いています。このような中、町ではできる限り加入者の負担を抑制するために、貯

金にあたる国民健康保険基金を取り崩すなどして何とか対応してきました。しかし、医療費など今後も増加していくことが予測されます。この増加する医療費を賄うために、やむを得ず国保税の税率を改正し、不足分の一部に充てることになりました。加入者の皆さんが、今後も安心して医療を受けられるよう、ご理解とご協力をお願いします。

皆さんにご協力いただきたいこと

町では、国保加入者を対象に助成制度のある総合健診などを実施しており、健診と併せて受診者に健康づくりのアドバイスなどを行うとともに、健診結果から特定保健指導も行っていきます。他にも、スポーツクラブきくようとタイアップした健康づくりの支援や健康教室などを行い、住民の皆さんの健康維持をサポートしています。皆さんも、健康に留意した日常生活を送られるようお願いいたします。

国保税

国民健康保険税が軽減されます

☎ 税務課 住民税係 ☎(232)4911
 ☎ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

倒産・解雇や雇い止めなどによって離職した人で、次の内容に該当する人は、申請をすると国民健康保険税が軽減されます。

- 対象者
 - ① 65歳未満で、次の失業等給付を受ける人。
 - ② 雇用保険の特定受給資格者
- ③ 離職日が平成21年3月31日以降で、離職理由番号が、11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です。
- ※ 特例受給資格者証と高年齢受給資格者証の人は、今回の軽減制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

軽減額

前年の所得により算定されますが、軽減は前年の離職者の給与所得のみを10分の30とみなして算定します。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
 ※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険の加入中は、途中で就職しても引

き続き対象となりますが、会社の健康保険組合などに加入し、国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業者

平成21年3月30日以前に離職した人は対象になりません。

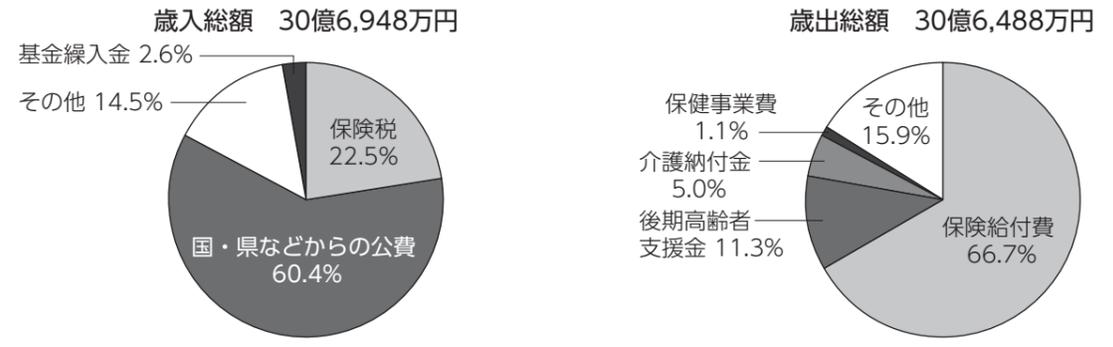
- 申請に必要なもの
 - ・ 雇用保険受給資格者証
 - ・ 印かん(認め印可)

所得の申告をお忘れなく

国民健康保険税の所得割は前年の所得をもとに計算されます。所得の申告をしていない人は、早めに申告をお願いします。税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えず、不利益となる場合がありますので、必ず申告してください。

※ 平成23年中の収入が遺族年金や障害年金または雇用保険の給付金などの非課税所得だけや、無収入であった場合でも申告が必要です。

平成22年度 決算状況



このような状況を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、やむを得ず平成24年度から国民健康保険税の税率を改正することになりました。

税率の比較表

| | | 所得割額 | 均等割額(円) | 平等割額(円) |
|------------|-------|-------|---------|---------|
| 医療給付費分 | H23年度 | 8.0% | 24,000 | 24,000 |
| | H24年度 | 8.0% | 28,000 | 25,000 |
| | 増減 | — | +4,000 | +1,000 |
| 後期高齢者支援金等分 | H23年度 | 2.0% | 6,000 | 6,000 |
| | H24年度 | 2.5% | 8,000 | 7,000 |
| | 増減 | +0.5% | +2,000 | +1,000 |
| 介護納付金分 | H23年度 | 1.5% | 10,000 | 6,000 |
| | H24年度 | 2.0% | 10,000 | 7,000 |
| | 増減 | +0.5% | — | +1,000 |

【用語の説明】

- 医療給付費分…国民健康保険に加入している皆さんが、病気やけがをして病院などにかかった際の医療費の支払いなどに使われます。
- 後期高齢者支援金等分…75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度を支えるための財源に充てられます。
- 介護納付金分(40歳～64歳の人のみ対象)…介護保険制度を支えるための財源に充てられます。
- ・ 所得割額…世帯の国保加入者の所得に応じて課税します。
- ・ 均等割額…国保加入者数に応じて課税します。
- ・ 平等割額…一世帯当たりに応じて課税します。

※ 税額は、加入者数や所得金額などによって異なりますので、詳細は税務課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

町税

町税は納期内に納めましょう

☎ 税務課 住民税係・固定資産税係・徴収係 ☎(232)4911

町税は、安全安心なまちづくりのための貴重な財源です。

町民の皆さんに納付していただいている町税は、毎日の生活に密着した町政を推進し、健康で安心して暮らせるまちを築くための重要な財源です。納期限を過ぎると、法律に基づく延滞金がかかりますので、納期内の納付をお願いします。

なお、税収の確保と納税の公平性を維持するため、再三にわたり文書や電話などによる催告にもかかわらず納付されない場合は、資産や収入の調査を行った上で、それらを差し押さえて滞納町税に充当することになります。

※ 納付は便利で確実な口座振替をご利用ください。申込方法は税務課までお尋ねください。

取扱金融機関

- ① 菊陽町指定金融機関
 - ・ 肥後銀行本店と支店
 - ・ 菊陽町役場派出所(会計課内)
- ② 菊陽町収納代理金融機関(以下の本店と支店)
 - ・ 熊本ファミリー銀行
 - ・ 熊本信用金庫
 - ・ 熊本第一信用金庫
 - ・ 熊本県信用組合
 - ・ 菊池地域農業協同組合
- ③ 九州内(沖縄県除く)のゆうちょ銀行と郵便局

平成24年度納税こよみ

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|---------|------|-----|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 軽自動車税 | 5月のみ | | | | | | | | | |
| 固定資産税 | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | | |
| 町・県民税 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | |
| 国民健康保険税 | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |
| 納期限 | 5/31 | 7/2 | 7/31 | 8/31 | 10/1 | 10/31 | 11/30 | 12/25 | 1/31 | 2/28 |